

## 令和4年7月12日 美郷町農業委員会会議録

令和4年7月12日午前9時農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

### 1. 出席委員は、次のとおり

1番	小西嘉之	10番	山田貞子
2番	加藤堅之助	11番	中野龍太郎
4番	佐々木竜孝	12番	佐藤久
5番	奥山秀治	13番	木村とも子
6番	佐々木定廣	14番	高橋正和
7番	深田秋彦	15番	深沢靖
8番	細井千代文	16番	鈴木敏夫
9番	井関一良	17番	高橋正尚

本会委員出席者 16名

### 2. 欠席委員は、次のとおり

3番 高橋秀行

欠席者 1名

## 1. 出席事務局職員

局 長	小田長 光 仁
庶務班長兼農地調整班長	加 藤 隆 輝
農地調整班上席主査	高 橋 章 浩

## 2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第28号 宅地に付属した農地の指定について
- 第 3 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第30号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 5 議案第31号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）
- 第 6 議案第32号 美郷農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について

会長 高橋 正尚 午前9時29分本委員会の閉会を告げた。

## 令和4年7月12日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和4年7月12日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午前9時
4. 閉 会 午前9時29分
5. 議事録署名委員  
1番 小西 嘉之  
2番 加藤 堅之助

- 議 長 それでは、ただ今から令和4年第7回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、1番、小西委員、2番、加藤委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第28号宅地に付属した農地の指定についてを上程し議題とします。議案第28号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第28号、申請番号1番について議案書をもとに朗読、説明 】  
申請番号1番 六郷地区の畑1筆、174㎡、申請者は〇〇〇さんです。申請人は親から農地を相続しましたが、自分では耕作できず、隣地に居住している方へ耕作をお願いするため申請しました。受人は取得農地を継続して耕作する旨の誓約書を提出しております。よって「美郷町宅地に付属した農地の別段の面積取扱基準」第4条の各要件を満たしていると考えられます。資料として1ページに位置図、2ページに公図、を添付しております。
- 議 長 議案第28号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 暫時休憩します。 午前9時3分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時4分
- 議 長 それでは、指定のための審査の報告をお願いします。  
6番委員 申請番号1番について審査の報告をいたします。6月27日午前9時頃、高橋秀行委員、〇〇〇さん、〇〇〇さんと審査項目に従い現地確認をいたしました。なんら問題がなく指定については該当するものと判断しましたので報告いたします。

- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号1番について質疑を行います。質疑ございませんか。  
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号1番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番については原案のとおり決しました。よって、日程第2、議案第28号については原案のとおり指定いたします。
- 議 長 次に、日程第3、議案第29号農地法第3条の規程による許可申請についてを上程し議題とします。申請番号30番から33番について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第29号、申請番号30番から33番について議案書をもとに朗読、説明 】  
はじめに所有権移転です。  
申請番号30番、六郷地区の畑1筆、174㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。議案第28号の案件です。総額で〇〇〇円です。  
申請番号31番、六郷地区の畑1筆、110㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。理由は議案第28号と同じですが、残りの農地も受け手が見つかり次第、売買することとなります。総額で〇〇〇円です。  
申請番号32番、千畑地区の田1筆、105㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。合作地の解消で対価はありません。  
申請番号33番、千畑地区の田1筆、998㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり後継者もないことから農地を売買することとなりました。残りの農地は議案第31号において賃貸借します。総額で〇〇〇円です。  
申請番号30番から33番までの申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。
- 議 長 議案第29号について、事務局より説明が終わりました。  
それでは、これより審議を行います。申請番号30番から33番について質疑ございませんか。  
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号30番から33番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号30番から33番については原案のとおり決しました。よって、日程第3、議案第29号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第4、議案第30号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第30号について事務

局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第30号、申請番号71番から78番について議案書をもとに朗読、説明 】

始めに所有権移転です。

申請番号71番、仙南地区の田6筆、畑1筆、14, 483㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。渡人は遠方に居住しており、農地を手放したく売買することとなりました。価格は10aあたり○○○円で引き渡し時期は7月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

続きまして賃借権設定です。全て再設定です。

申請番号72番、千畑地区の田6筆、4, 967㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。10aあたり○○○円で期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号73番、千畑地区の田2筆、3, 416㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。10aあたり○○○円で期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、申請番号72番と同じです。

申請番号74番、千畑地区の田2筆、2, 445㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。10aあたり○○○円で期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、申請番号72番と同じです。

申請番号75番、千畑地区の田11筆、5, 919㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。10aあたり○○○円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、申請番号72番と同じです。

申請番号76番、六郷地区の田2筆、5, 657㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。10aあたり○○○円で期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号77番、仙南地区の田2筆、3, 385㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。10aあたり○○○円で期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料4ページのとおりです。トラクターは共同、乾燥機、糶摺りは委託、田植機、コンバインを所有しております。

申請番号78番、六郷地区の田2筆、仙南地区の田2筆、計7, 499㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。10aあたり○○○円で期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料5ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号71番から78番までの8件はいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議長 議案第30号について、事務局より説明が終わりました。それでは、これより審議を行います。申請番号71番から78番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号71番から78番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号71番から78番については原案のとおり決しました。

よって日程第4、議案第30号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に日程第5、議案第31号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）を上程し議題とします。議案第31号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第31号、申請番号112番から144番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

中間管理事業による賃借権設定です。契約期間は令和4年8月1日から令和14年7月31日までの10年間、申請番号125、126、128、141番は令和4年8月1日から令和19年7月31日までの15年間です。

申請番号112番、千畑地区の田5筆、13,760㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額で〇〇〇円で受け手は〇〇〇さんです。

申請番号113番、六郷地区の田34筆、28,409.82㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円で受け手は〇〇〇さんです。

以下3件の受け手は〇〇〇さんです。

申請番号114番、仙南地区の田2筆、6,449㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。

申請番号115番、仙南地区の田1筆、1,906㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。

申請番号116番、仙南地区の田3筆、4,618㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。

以下2件の受け手は〇〇〇さんです。

申請番号117番、千畑地区の田1筆、2,800㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。

申請番号118番、千畑地区の田8筆、17,162㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。

以下4件の受け手は〇〇〇さんで、使用貸借です。

申請番号119番、仙南地区の田8筆、13,792㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号120番、仙南地区の田7筆、15,937㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号121番、仙南地区の田7筆、12,744㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号122番、仙南地区の田4筆、4,894㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号123番、六郷地区の田28筆、27,359.78㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額で〇〇〇円で受け手は〇〇〇さんです。

以下3件の受け手は〇〇〇さんです。

申請番号124番、仙南地区の田5筆、9,543㎡、出し手は〇〇〇さん  
で、総額で〇〇〇円です。

申請番号125番、仙南地区の田14筆、24,404㎡、出し手は〇〇〇  
さんで、10aあたり〇〇〇円です。期間は15年間です。

申請番号126番、仙南地区の田11筆、19,205㎡、出し手は〇〇〇  
さんで、総額〇〇〇円です。期間は15年間です。

以下2件の受け手は〇〇〇さんです。

申請番号127番、仙南地区の田13筆、21,104㎡、出し手は〇〇〇  
さんで、総額〇〇〇円です。

申請番号128番、仙南地区の田3筆、8,685㎡、出し手は〇〇〇さん  
で、10aあたり〇〇〇円です。期間は15年間です。

以下11件の受け手は〇〇〇さんです。

申請番号129番、六郷地区の田8筆、畑1筆、計14,399㎡、出し手  
は〇〇〇さんで、総額〇〇〇円です。

申請番号130番、六郷地区の田2筆、2,037㎡、出し手は〇〇〇さん  
で、10aあたり〇〇〇円です。

申請番号131番、六郷地区の田2筆、1,485㎡、出し手は〇〇〇さん  
で、10aあたり〇〇〇円です。

申請番号132番、六郷地区の田4筆、2,152㎡、出し手は〇〇〇さん  
で、10aあたり〇〇〇円です。

申請番号133番、六郷地区の田1筆、1,589㎡、出し手は〇〇〇さん  
代表相続人〇〇〇さんで、10aあたり〇〇〇円です。

申請番号134番、六郷地区の田1筆、1,394㎡、出し手は〇〇〇さん、  
〇〇〇さん、〇〇〇さんの共同で代表相続人〇〇〇さんです。10aあたり  
〇〇〇円です。

申請番号135番、六郷地区の田1筆、989㎡、出し手は〇〇〇さんです。  
10aあたり〇〇〇円です。

申請番号136番、六郷地区の田1筆、1,426㎡、出し手は〇〇〇さん  
です。10aあたり〇〇〇円です。

申請番号137番、六郷地区の田1筆、493㎡、出し手は〇〇〇さんです。  
総額で〇〇〇円です。一筆で〇〇〇円というのは10aあたり〇〇〇円にし  
ますと〇〇〇円となり、公社への手数料を考えますと〇〇〇円に満たないた  
め〇〇〇円としたものです。

申請番号138番、六郷地区の田2筆、3,263㎡、出し手は〇〇〇さん  
です。10aあたり〇〇〇円です。

申請番号139番、六郷地区の田2筆、1,520㎡、出し手は〇〇〇さん  
です。10aあたり〇〇〇円です。

申請番号140番、六郷地区の田14筆、11,774㎡、出し手は〇〇〇  
さんです。10aあたり〇〇〇円で受け手は〇〇〇さんです。

以下4件の受け手は〇〇〇さんです。

申請番号141番、仙南地区の田31筆、畑2筆、計53、252㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。期間は15年間です。

申請番号142番、仙南地区の田7筆、5、564㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。

申請番号143番、仙南地区の田4筆、8、426㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。

申請番号144番、仙南地区の田14筆、27、961㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。

申請番号112番から144番までの33件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第31号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号112番から144番まででございます。質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは申請番号112番から144番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって申請番号112番から144番までについては原案のとおり決しました。

日程第5、議案第31号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に日程第6、議案第32号美郷農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見についてを上程し議題とします。

●議 長 暫時休憩します。 午前9時23分

●議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時24分

●議 長 議案第32号について事務局より説明願います。

農政課職員 美郷農業振興地域整備計画の変更案について説明させていただきます。

資料の1ページ目をご覧ください。こちらの案件につきましては6月総会の議案第27号で一度ご審議いただいた案件ですが、その際ご指摘いただきました現地写真について、農地の状況などが分かり易いように撮り直して参りましたので、再度ご審議のほどよろしく願いいたします。申請の内容につきましては6月総会の時と変わりませんが、転用事業者が〇〇〇の〇〇〇さん、土地所有者が転用事業者の父親である〇〇〇さんです。申請地は〇〇〇で変更申請面積は331㎡です。変更前の地目は田、変更後の用途は一般住宅及びカーポートの用地となります。変更内容ですが、申請者の〇〇〇さんは現在生家に居住しておりますが、出産等子供の成長に伴い手狭になってきたことから夫婦と子供が住むための新居の建築を希望しております。場所の選定にあたりましては今後の子育てや家族の介護などを考慮して生家に隣接した当該地に建てることを希望しているものです。

今回の変更の案件は以上の除外1件であります。



- 議 長 議案第32号について、説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号1番の質疑を行います。質疑  
ございませんか。
- 【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。よって議案第32号申請番号1番については許可相当  
と意見決定してもよろしいでしょうか。
- 【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第32号については原案の  
とおり許可相当の意見を附して答申いたします。
- 議 長 暫時休憩します。 午前9時27分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時28分
- 議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。
- 議 長 これをもちまして、令和4年第7回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午前9時29分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和4年7月12日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 小 西 嘉 之

議事録署名委員 加 藤 堅 之 助